

第5章 日野・ふくし住区

1 ふくし住区の考え方

「ふくし住区」は、地域福祉の活動単位となるものです。日野・ふくし住区の設定にあたっては、中学校区を基本としつつも、今後の地域福祉活動の核となる地域包括支援センターの所管エリアも視野に入れる必要があります。基本的には、中学校区と地域包括センターエリアは重複していますが、一部、整合が図られていない地区もあります。しかし、地域福祉活動は、自治会単位の小規模なものから、人材育成、情報提供といった全市的な取り組みまで、様々な単位が考えられるため、地域福祉活動の内容と展開の場によって、ふくし住区にはある程度の柔軟性を持たせるべきと考えます。

そこで、日野・ふくし住区の設定については、「中学校区」と「地域包括支援センターの所管エリア」を基本としますが、第6章のアクションプランを展開していく中で、将来のふくし住区のあり方について検証を重ね、柔軟に捉えることとします。なお、日野・ふくし住区の設定条件は下記の項目を考慮するものとします。

【日野・ふくし住区の設定条件】

市民にとってわかりやすい地区

地域福祉の活動主体は市民であるため、市民が迷わぬよう、日常的になじみのあるエリア設定をします。

既存の地域福祉活動を踏まえた地区

既存の地域福祉活動を継承するため、既存の活動エリアを踏まえた地区を設定します。

地域包括支援センターのエリアを踏まえた地区

地域包括支援センターは、今後の地域福祉活動の核となるため、地域包括支援センターの所管エリアを踏まえ設定します。

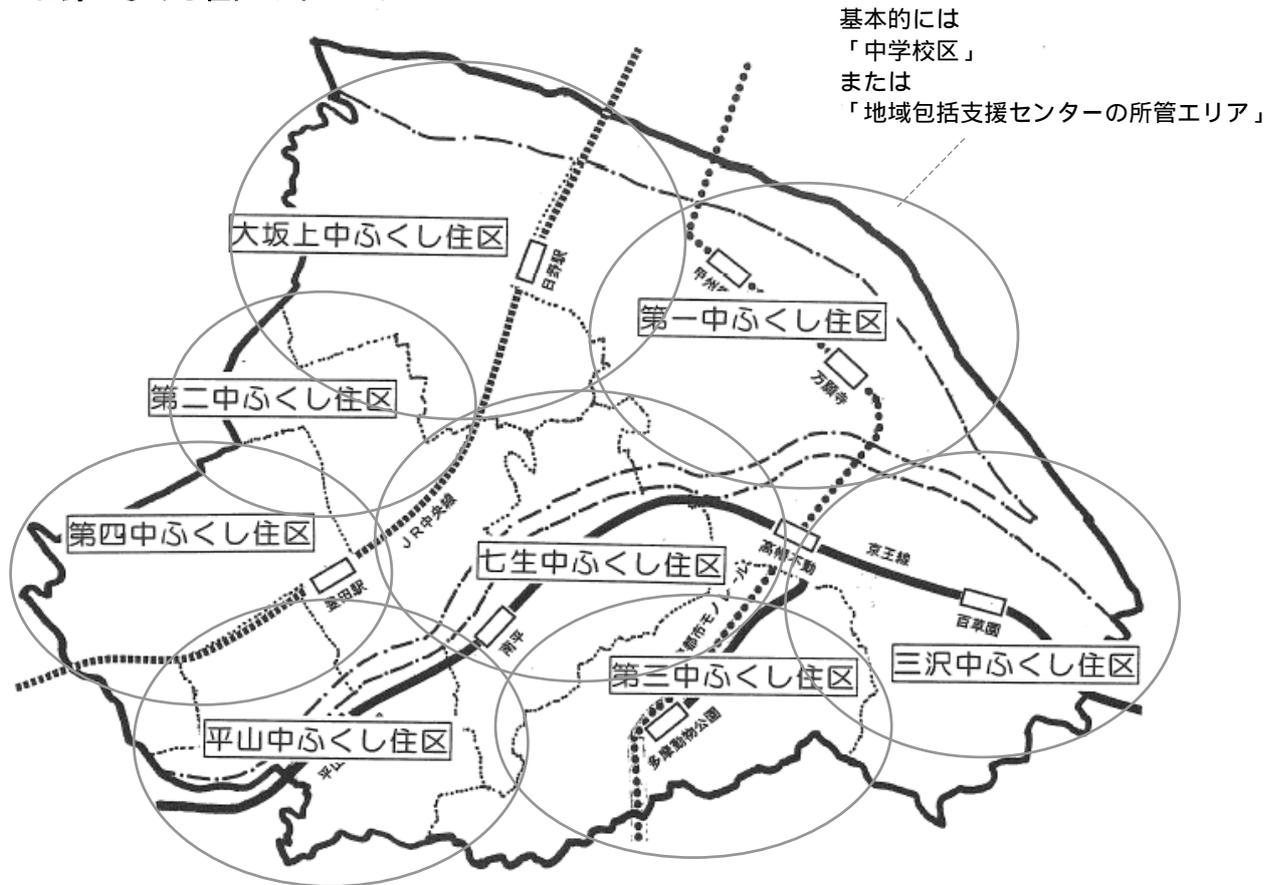
ネットワークにより、お互いの顔が見える地区

地域福祉活動の展開にあたっては、あらゆる社会資源*とのネットワークが必要です。その際にお互いの顔が見える地区を設定します。

地域福祉活動のための施設活用が可能な地区

地域福祉活動において活動の拠点となる施設が利用可能なエリアを設定します。

■日野・ふくし住区のイメージ



ふくし住区	該当地域
第一中	石田、石田（大字）418～445、上田、神明一丁目 19～21、神明四丁目 1～11、日野（大字）、日野本町、万願寺、宮、川辺堀之内 210～390
大坂上中	大坂上、新町、栄町、神明一丁目 1～18、神明二丁目、神明三丁目、神明四丁目 12～26、多摩平七丁目、日野台一～三丁目
第二中	多摩平二丁目、多摩平四～六丁目、豊田、豊田（大字）、東豊田一丁目 12～15・30～38・47～55、東豊田二～四丁目、日野台四～五丁目
第四中	旭が丘、多摩平一丁目、多摩平三丁目、西平山三～五丁目、東平山二丁目 21～32、東平山三丁目、富士町
七生中	川辺堀之内 1～209、川辺堀之内 475～673、東豊田一丁目 1～11・16～29・39～46、南平一～九丁目
平山中	西平山一～二丁目、東平山一丁目、東平山二丁目 1～20、平山、
第三中	程久保、三沢三丁目 16-1～4・17～22・27～38・39-1～5・40・42～44、三沢四丁目、三沢 850（高幡台団地）、三沢 853～930、南平 1564、百草 914-85・917-1（エステート百草）・999（百草団地 除 999-25・999-28）
三沢中	新井（大字）、石田（大字）255～400、落川、高幡、三沢一～二丁目、三沢三丁目 1～15・16（除 -1～4）・23～26・39（除 39-1～5）・41・45～54・三沢 1～532・960～1041-1・1077～1213・1500～、百草 1～998（除 914-85・917-1）・999-25、28・1000～1079・1219～1300・2001～2101）